

2024年2月13日

左京税務署長殿

3・13重税反対左京地域実行委員会
左京民主商工会 会長 和田 茂雄
全京都建築労働組合左京支部 支部長 松田 明
年金者組合左京支部 支部長 大西健二郎

申入書

物価高騰が止まりません。中小業者は懸命の努力で売上を伸ばし、経費の節減に取り組んでいますが、仕入れ・経費の高騰が売上増に追いつかず、利益を圧迫しています。こうした傾向は、小規模事業者により顕著に表れています。

こうした下で実施されたインボイス制度の導入は、これまで消費税の免税業者であった小規模事業者やフリーランスを新たに消費税の課税事業者にし、消費税の負担を強いるものであり、許せません。税負担増だけでなく実務負担の増加も中小業者を苦しめています。実施以降トラブルや混乱が相次ぎ、インボイスの発行が出来ないことを理由に受注がなくなり、廃業に追い込まれる事態も起こっています。インボイス制度は即刻廃止すべきです。

今年4月から「税務相談停止命令」が実施されようとしています。脱税指南等によって不特定多数の者が脱税等の行うことを防止することを目的として行われた法改正を、私たちが取り組んでいる自主申告運動への介入に利用することは許されません。世界的には「納税者の権利憲章」の制定は、国際的最低基準となっており、税務行政の在り方は、納税者サービスの質の向上に置かれています。日本の税務行政も、世界標準に近づけるべきです。

敵基地攻撃能力の保有など「安全保障3文書」の閣議決定を機に、政府は5年間で43兆円という大軍拡の道を突き進んでいます。軍拡財源確保のための増税、その一方で医療・社会保障の更なる削減を行おうとしています。政府のやるべきことは、徹底した外交努力によって戦争を回避することです。

今こそ、税金の集め方、使い道を根本的に改め、税の集め方については、応能負担の原則・生活費非課税の原則を貫くこと、税の使い道については国民のいのち・暮らしを守ることを優先することです。私たちはこうした立場で、下記事項を申し入れます。

1. 税制に関する事項

- ① 多くの小規模事業者やフリーランスを廃業に追い込み、地域経済や文化に多大な影響を及ぼすインボイス制度は直ちに廃止すること。安保関連3文書の閣議決定を直ちに撤回し、軍拡増税を中止すること。
 - ② コロナ禍・物価高騰対策として既に100を超える国と地域が付加価値税の減税を行っており、経済対策として消費税の減税は世界の趨勢です。我が国においても、直ちに消費税率を5%に引き下げることを。
 - ③ 緊急の物価高対策としてガソリン税の課税と徴収を凍結すること。
 - ④ 大企業の内部留保への課税を行い、中小企業が賃上げを行うための直接支援の財源とすること。
 - ⑤ 富裕層への課税強化など、不公平税制を是正し、社会保障など必要な財源を恒常的に確保できるようにすること。
 - ⑥ 憲法が保障する応能負担、生活費非課税の原則を守るため基礎控除を大幅に引き上げること。所得税法第56条を廃止すること。
- 以上、税制に関する事項については、関係機関に上申すること。

2. 確定申告期の納税者サービスの向上に関する事項

- ① マイナンバーカードの取得、税務署への提出書類への個人番号の記載は任意です。法的根拠のない個人番号の記載要求はしないこと。また個人番号不記載でも、納税者への不利益な扱いはしないこと。
- ② 確定申告書記入にあたり所得税法で定められた必要事項(所得税法 120条)以外の記載を求めないこと。また収支内訳書の添付がなくても申告書の受け取り、添付の強要はしないこと。未提出者への督促は行わないこと。
- ③ 税金の還付について収支内訳書の添付は必要要件ではありません。収支内訳書の添付がなくても法に基づき直ちに納税者に還付すること。
- ④ 納税者を置き去りにしたデジタル化の推進はやめること。法人税や消費税の紙の申告書を送付しないことは、自主申告権に関わる重大問題であり、申告書は従来通り送付すること。また、引き続き税務署で申告書を受け取ること。

- ⑤ 申告書等の控えに収受印の押なつを求める納税者に対しては、従来通り速やかに対応すること。
- ⑥ 還付申告において、紙申告であっても、還付までに要する期間に差を設けず、迅速な還付を行うこと。
- ⑦ 確定申告の相談は、市区町村等の協力も得て、各税務署はもとより、納税者の身近な地域で相談を行えるようにすること。
- ⑧ コロナ禍・物価高騰の下で納税が困難な納税者の相談に対し、税緩和措置を積極的に活用し、納税者の生活実態を無視した強権的な徴収は行わないこと。執行停止を実情に即して積極的に適用すること。納税相談は所轄の税務署で行えるようにすること。

3.その他税務行政に関する事項

- ① 税務相談の停止を命令するには、①税務相談の内容が脱税や不正還付を指南するものであるかといった要件の該当性について個別に確認する、②納税義務の適正な実現に重大な影響を及ぼすことを防止するため緊急に措置を取る必要があるかどうか個別具体的な事実関係に基づいて判断するという「二重の制約」があり、行政手続法に基づいて弁明の機会が付与されることが国会で答弁されており、「令和5年度 税制改正の解説」にも示されている。また「納税者同士で一般的知識を学び合う」といった、現在の税理士業務である税務相談に該当しない取組を対象とするものではございません」とも答弁されている。このことを署内に徹底すること。
- ② 国税通則法の第16条で規定をされている申告納税制度は、命令制度が実施された後も申告納税制度を尊重した税務行政を行うこと。
- ③ 税務相談停止命令について、「納税者同士で一般的知識を学び合う」といった、現在の税理士業務である税務相談に該当しない取組を対象とするものではございません」とも国会で答弁されている。脱税や不正還付の指南とは関係のない私たち民商などが行ってきた納税者同士の自発的な学習・相談活動については規制の対象にはならないことを明確にすること。
- ④ 2024年1月から電子帳簿保存法に基づく電子取引データ保存が義務化されますが、「電子取引（領収書・請求書などの）データ保存」には「猶予措置」が設けられています。また、国税庁は全商連に、「データ保存ができないことだけをもって、経費否認や青色取り消しはしない」と回答しています。この回答を踏まえ、納税者の実情を考慮し、柔軟な対応をすること。